

## 熊本県造林事業補助金等交付要項

### （趣旨）

**第1条** 知事は、国土の保全、水源のかん養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給、自然環境の保全等を図るため、造林事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### （補助対象事業、補助対象経費及び補助率）

**第2条** 補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率は別表のとおりとし、補助対象事業は、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号）、熊本県森林環境保全整備事業実施要領（平成14年6月5日付け森整第247号。以下「要領」という。）、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計336号及び21水港2724号）により実施される事業とする。

### （補助金等の交付申請）

**第3条** 規則第3条第1項の申請書（規則第13条の実績報告を兼ねる。）は、別記第1号様式とし、補助対象事業が完了したのち提出するものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 申請事業総括表（熊本県造林事業補助金システムを活用して帳票出力されたものに限る。）【別記第2号様式】
- (2) 帳票（熊本県造林事業補助金システムを活用して帳票出力されたものに限る。）【別記第3号様式】
- (3) 施行箇所総括位置図（森林共同施業団地対象民有林における間伐及び更新伐の場合は、当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の位置を明示するものとする）【別記第4号様式】
- (4) 施業図（縮尺5千分の1の森林計画図等に施行地の測点、測線が挿入された図面、縮尺5千分の1の実測図、精度が高い図面のいずれかの図面。なお、間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載したもの。）【別記第5号様式】
- (5) 施行箇所位置図（森林作業道は除く。）【別記第6号様式】
- (6) 搬出材積集計表（森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐の場合に限る。また、森林共同施業団地対象民有林における間伐及び更新伐の場合は、当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧を併せて添付する。）【別記第7号様式】
- (7) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（施行地ごとに事業に従事した各現場労働者について、「森林環境保全整備事業における標準単価等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号）の通知（以下「標準単価設定通知」という。）第3の3に掲げる社会保険等の加入状況を記

載した表。ただし、直営施工等であって、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあつては添付を省略することができる。)【別記第8号様式】

(8) 市町村が請負に付して実行した事業(森林作業道除く) 要領別表1の2の(2)のシの事業に係る標準経費と実行経費を比較した事業費内訳書【別記第9号様式】

(9) 森林作業道整備線形図(縮尺5千分の1の森林計画図その他の地形が判読できる図面に開設又は改良を行った森林作業道の線形、延長及び標準断面図等の必要事項を記載したもの。)【別記第10号様式】

(10) 森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料(森林作業道の復旧を実施する場合に限る。)

(11) 熊本県森林作業道実施基準第6に規定する森林作業道作設に係るチェックリスト(森林作業道の開設を実施する場合に限る。)

(12) 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像(中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。)等を提出する場合は、(3)から(5)、(9)、(10)の書類について省略することができるものとする。

なお、4回目以降の下刈りは、要領第13条の10の(1)の工により下刈りの必要性を証するに足る現地写真を添付すること。

(13) 補助金の交付申請又は受領に係る委任状(事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請又は受領を行う場合に限る。事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。)

(14) 要領第13条の12の(2)の工の規定による場合は、補助金交付申請時に当該林分が森林経営計画の対象森林であること、又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とすることを確認できる書類(別記第11号様式) 要領第13条の12の(2)のオの規定による場合は、申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる書類(別記第12号様式)及び森林経営委託契約書等(森林所有者から森林の経営の委託契約等により計画対象森林について原則として5年以上の期間にわたって育成及び保護することを委任されたことを証する書面)の写し(森林経営委託契約書等は事業主体が森林所有者以外の場合に限る。)

(15) 森林共同施業団地の設定に係る協定の対象林となっている民有林での間伐及び更新伐については、その協定書の写し

(16) 要領別表1の2の(1)、(2)のア～シ及び(4)の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

(17) 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定の写し

(18) その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約等の写し

(19) 森林所有者との受委託契約又は経営委託契約により事業を実施した場合は当該契約書の写し(事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。)

(20) 分収方式による森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

(21) 事業主体が委託又は請負により事業を実施した場合には、その際作成した契約書の写し

(22) 事業完了後の写真(全景及び近景写真)【別記第13号様式】

(23) 別表3のヌの(1)の鳥獣害防止施設等整備を実施した箇所において、別表3のウの下刈りに係る申

請の場合は、鳥獣害防止施設の維持管理の実施状況写真

(24) 森林作業道の出来高設計書

(25) 要領別表 8 の 1 の(1)のア及びイ(計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うものに限る。)又はウの(ア)に掲げる査定係数が適用される人工造林及び樹下植栽等に係る補助金の交付申請においては、必要に応じて当該林分における伐採及び伐採後の造林の届出書の写し

(26) 要領別表 3 のクの保育間伐において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の場合(12 齢級以下の林分及び要領第 13 条の 1 の(6)のウにより気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を除く。)にあつては、伐採した不良木の平均胸高直径調査表【別記第 14 号様式】

(27) 要領別表 1 の 2 の(2)のシにあつては、以下の書類を添付するものとする。

(ア) 要領第 13 条の 1 の (14)により実施した協議会との連絡調整の結果を記載した書類

(イ) 森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類【様式任意】

(28) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向け」(令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知)に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向けチェックシート」

(29) 環境負荷低減チェックシート【別記第 15 号様式】

(30) 契約書、同意書、協定書等については、原則として、森林所有者等の自書署名によること(ただし、契約日が平成 30 年 9 月 1 日以降のものに限る。)

3 補助金交付申請書への添付は要しないが、交付申請者は前項 2 に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。

(1) 測量野帳(前項第 6 号及び第 26 号の調査野帳を含む。また、オルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。)

(2) 前項第 1 号、第 6 号及び第 7 号の証明書等の証拠書類(標準単価設定通知第 3 の 2 のなお書きを適用する場合にあつては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。)

(3) 現地写真(要領第 13 条の 10 の(1)により撮影した写真及び事業の実施内容が分かる施行中の写真)【別記第 16 号様式】

(4) 要領別表 8 の 1 の(1)のア及びイ(計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うものに限る。)に掲げる査定係数が適用された森林経営計画書等(事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し。)

(5) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類

4 第 1 項に定める交付申請書の提出部数は 2 部(熊本市内の申請にあつては 1 部)とし、添付書類の提出部数は 1 部とする。

5 事業主体は、補助金等の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。この場合において、委任を受けた者は、第 1 項の規定により補助金等の交付申請をしようとするときは、同項に規定する申請書に委任状(別記第 17 号様式)を添えて知事に提出しなければならない。

また、委任を受けた者は、毎年度、補助金事務取扱手数料に係る業務内容、率又は金額を別記第 18 号様式により知事に報告しなければならない。

6 補助金等の交付を受けようとする者から委任を受けた者は、委任に係る事務のうち、補助金等の領

収に関する事務を、委任状（別記第 19 号様式、別記第 20 号様式）により熊本県森林組合連合会等に委任することができる。

7 申請書等の提出期限は、原則として毎年度 4 月から翌年 2 月までの毎月末日までとする。

8 補助金等の交付を申請しようとする補助事業者は、第 1 項の申請をするに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に、補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかな場合は、当該消費税等相当額を減額して交付申請をしなければならない。

### （補助金等の交付の条件）

**第 4 条** 補助金等の交付の条件は、規則第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金等の交付の対象となった造林地につき、成林に必要な補植及び下刈等の保育を行うこと。
- (2) 当該造林地における事業が、人工造林及び樹下植栽等の植栽するものについては、森林保険に 10 年以上加入すること。また、保育間伐、間伐及び更新伐を実施するものについては、森林保険に 3 年以上加入すること。
- (3) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）その他補助金等に関する法令、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和 47 年 8 月 11 日 47 林野政第 640 号）森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 882 号）森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号）熊本県補助金等交付規則（昭和 56 年 7 月 23 日付け熊本県規則第 34 号）熊本県造林事業補助金等交付要項、熊本県森林環境保全整備事業実施要領、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号）農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計 336 号及び 21 水港 2724 号）に従うこと。
- (4) 補助事業者は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度の初日から起算して 5 年間管理すること。
- (5) 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (6) 補助事業者は、補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、これを含めて申請したときは、補助金等の交付決定後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還すること。

### （決定及び確定の通知等）

**第 5 条** 知事は、第 3 条第 1 項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類検査及び実地検査

を行い、適当と認めるときは、補助金等の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、補助金等の額を確定するものとする。

2 前項の規定による交付決定及び額の確定の通知は、補助金等交付決定及び確定通知書（別記第 21 号様式）により行うものとする。

3 知事は、第 3 条第 8 項の規定により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされた場合であって、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額して交付決定を行うものとする。

4 知事は、補助事業者が当該補助金等に係る消費税相当額を減額せずに交付申請を行った場合は、補助金等の額を確定するときに当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

### （補助金等の交付方法）

**第 6 条** この補助金等は、精算払により交付する。

### （補助金等の請求等）

**第 7 条** 規則第 16 条第 1 項の請求書は、別記第 22 号様式によるものとする。

### （補助金等の支払）

**第 8 条** 第 3 条第 5 項の規定により委任を受けた者並びに同条第 6 項の規定により委任を受けた熊本県森林組合連合会等は、交付を受けた補助金等を速やかに委任した者に支払うものとする。

### （補助金等の返還等）

**第 9 条** 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内（要領別表 1 の 2 の(1)、(2)及び(4)の事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね 10 年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

2 要領別表 1 の 1 に掲げる事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（要領別表 8 の 1 の(1)のア及びイに掲げる査定係数が適用される事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が要領別表 8 の 1 の(1)のウに掲げる査定係数が適用される場合にあっては要領別表 8 の 1 の(1)のウに掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。

3 要領別表 1 の 1 に掲げる事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 40 条第 1 項及び第 2 項の規定により当該実施権配分計画が取消となっ

た場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間に以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（要領別表8の1の(1)のア及びイに掲げる査定係数が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が要領別表8の1の(1)のウに掲げる査定係数が適用される場合にあっては要領別表8の1の(1)のウに掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差）を返還すること。

- 4 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- 5 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まない。
- 6 「面的複層林施業の実施について」(令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。)における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- 7 要領別表1の2の(2)のシ【森林保全再生整備】を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- 8 過去5年以内に補助事業により除伐、間伐又は更新伐が実施された同一施行地において、除伐、間伐、更新伐又は一貫作業を実施した場合にあっては、当該施行地に係る補助金は交付しない。また、当該施行地において虚偽の申請により補助金の交付を受けた後に前述の事実が発覚した場合は、交付を受けた除伐等、間伐又は更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、要領第13条の1の(6)のイ及び(7)のイのただし書きに該当するものである場合は、この限りではない。
- 9 公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用等する場合には、第1項の規定にかかわらず、補助金等相当額の返還の減免につき、別記23号様式により知事に協議することができるものとする。
- 10 申請者は、補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、第3条第2項第2号の帳票の備考欄に原則課税業者と明記しなければならない。この場合にあっては、当該消費税等相当額に相当する補助金等は交付しない。
- 11 前項以外の申請者にあっては、補助金等交付決定後に、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第24号様式により速やかに知事に報告するとともに、県の返還命令を受けて、これを返還すること。
- 12 第1項から第8項までの規定により補助金等の交付を受けた者が知事に補助金等を返還等する場合には、次に掲げる資料を提出するほか「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措

置要領」(平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知)によるものとする。

(1) 森林の転用(等)届出書(別記第25号様式)

13 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐及び一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。

14 要領別表8の1の(1)のイの(イ)の森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあっては、第2項と同様の取扱いとする。

15 要領第13条の12の(2)のオの規定による場合は、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあっては、2と同様の取扱とする。

#### (証拠書類の保管期間)

第10条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助事業の完了の翌年度の初日から起算して5年間とする。

#### (雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成14年6月7日から施行し、平成14年度事業から適用する。

#### 附 則

この要項は、平成15年8月21日から施行し、平成15年度事業から適用する。

#### 附 則

この要項は、平成16年9月27日から施行し、平成16年度中期事業から適用する。

#### 附 則

1 この要項は平成18年6月26日から施行し、平成18年度事業から適用する。

2 この要項の施行の際、改正前の規定に基づいて作成された申請書については、改正後の規定に基づいて作成されたものと見なす。

#### 附 則

1 この要項は平成19年9月21日から施行し、平成19年度事業から適用する。

2 この要項の施行の際、改正前の規定に基づいて作成された申請書については、改正後の規定に基づいて作成されたものと見なす。

#### 附 則

1 この要項は平成20年8月22日から施行し、平成20年度事業から適用する。

2 この要項の施行の際、改正前の規定に基づいて作成された申請書については、改正後の規定に基づいて作成されたものと見なす。

#### 附 則

この要項は平成21年1月7日から施行し、平成20年度後期事業から適用する。

#### 附 則

この要項は平成 21 年 6 月 25 日から施行し、平成 21 年度中期事業から適用する。

**附 則**

この要項は平成 22 年 6 月 28 日から施行し、平成 22 年度中期事業から適用する。

**附 則**

この要項は平成 23 年 9 月 16 日から施行し、平成 23 年現年予算から適用する。

**附 則**

この要項は平成 24 年 6 月 8 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。

**附 則**

この要項は平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

**附 則**

この要項は平成 25 年 9 月 24 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

**附 則**

この要項は平成 26 年 7 月 1 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

**附 則**

この要項は平成 27 年 7 月 1 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

**附 則**

この要項は平成 28 年 7 月 1 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。

**附 則**

この要項は平成 29 年 7 月 1 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

**附 則**

この要項は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

**附 則**

この要項は、令和 5 年 10 月 10 日から施行し、施行日以降の令和 5 年度事業から適用する。

**附 則**

この要項は、令和 6 年 10 月 18 日から施行し、施行日以降の令和 6 年度事業から適用する。

## 別表

## 熊本県造林事業補助金等交付要項に基づく補助対象事業及び補助率等

| 事業名                     |                       | 補助対象経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 補助率                                                                                     | 補助対象者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森林環境保全直接支援事業            |                       | <p>熊本県森林環境保全整備事業実施要領別表1に規定する事業に要する経費</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工造林</li> <li>・樹下植栽等</li> <li>・下刈り</li> <li>・雪起こし</li> <li>・倒木起こし</li> <li>・枝打ち</li> <li>・保育間伐</li> <li>・間伐</li> <li>・更新伐</li> <li>・一貫作業</li> <li>・衛生伐</li> <li>・付帯施設等整備</li> <li>・森林作業道整備</li> </ul> <p>(事業内容については、一部の事業において実施できないものを含む)</p> | <p>4/10 以内</p> <p>ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれらに必要な路網の整備については 5/10 以内</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・森林所有者</li> <li>・森林組合等</li> <li>・森林整備法人等</li> <li>・特定非営利活動法人等</li> <li>・森林経営計画の認定をうけた者</li> <li>・特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者</li> <li>・森林経営管理法により県が公表した民間事業者</li> </ul> <p>など、別に定めるものとする。</p> <p>間伐及び更新伐については森林経営計画の認定を受けた者が、その計画に基づく森林で実施するものであるか、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者が実施するもの</p> |
| 特定機能回復事業                | 森林緊急造成                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>4/10 以内</p> <p>ただし、市町村及び森林整備法人等が行う森林緊急造成については 5/10 以内</p>                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                         | 被害森林整備                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                         | 重要インフラ施設周辺森林整備        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                         | 林相転換特別対策<br>(特定スギ人工林) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 4/10 以内                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                         | 保全松林緊急保護整備            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 7/10 以内                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 絆の森整備事業<br>(行政支援タイプを除く) |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>7/10 以内</p> <p>ただし、用地取得等については 4/10 以内</p>                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 機能回復整備事業                |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 4/10 以内                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名

年度 月造林事業補助金等交付申請書

別紙のとおり造林事業を終了しましたので、補助金等を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 3 条及び熊本県造林事業補助金等交付要項第 3 条の規定により申請します。



別記第3号様式(第3条関係)

F度 月造林事業補助金等交付申請書（帳票）

| 地域振興局    |        | 申 請 者  |        |          |        |          |        |          |     | 施行市町村 |       | 事業区分     |          |          |           | 事業種類     |                         |                              | 単価適用年月                   |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|----------|--------|--------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|-----|-------|-------|----------|----------|----------|-----------|----------|-------------------------|------------------------------|--------------------------|--------------------|---------------------|---------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------|-----------------------|------------------------------|------------------------------|--|
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
| 整理<br>番号 | 枝<br>番 | 林<br>班 | 小<br>班 | 小班<br>枝番 | 小<br>班 | 小班<br>枝番 | 小<br>班 | 小班<br>枝番 | 大 字 | 小 字   | 事業実施者 | 計画<br>区分 | 作業<br>種類 | 事業<br>主体 | 分収<br>林契約 | 労務<br>区分 | 樹 種<br><br>品種<br><br>系統 | 主<br>林<br>木<br>林<br>齢<br>(年) | 区<br>域<br>面<br>積<br>(ha) | 実<br>施<br>率<br>(%) | 実<br>面<br>積<br>(ha) | 延<br>長<br>(m) | 施行本数<br>(本 / ha) | 地<br>帯<br>区<br>分 | 特<br>殊<br>材<br>種 | 改<br>良<br>密<br>度<br>(回) | 倒<br>木<br>樹<br>高<br>(m) | 枝<br>打<br>ち<br>高<br>(m) | 伐<br>採<br>率<br>(%) | 防<br>護<br>柵<br>種<br>類 | 現<br>場<br>監<br>督<br>率<br>(%) | 社<br>保<br>険<br>等<br>率<br>(%) |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          | 地 番 | 森林所有者 |       |          |          |          |           |          | 実行経費（千円）                |                              |                          |                    | 備 考（電話番号）           |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        |        |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |
|          |        |        | </     |          |        |          |        |          |     |       |       |          |          |          |           |          |                         |                              |                          |                    |                     |               |                  |                  |                  |                         |                         |                         |                    |                       |                              |                              |  |

熊本県造林事業補助金システムにより帳票出力されたものに限る。

[illegible]

熊本県造林事業補助金システムにより帳票出力されたものに限る。

別記第3号様式（第3条関係）

年度 月造林事業補助金等交付申請書（帳票）※森林作業道の場合

| 地域振興局 |  | 申 請 者 |  | 施行市町村 |  | 事業区分 |  | 事業種類 |  | 単価適用年月 |  |
|-------|--|-------|--|-------|--|------|--|------|--|--------|--|
|       |  |       |  |       |  |      |  |      |  |        |  |

[illegible]

※ 熊本県造林事業補助金システムにより帳票出力されたものに限る。

別記第4号様式（第3条関係）

施行箇所総括位置図

市 町  
郡 村

縮尺\_\_\_\_\_

- （注）1 施行箇所の申請番号を○印で囲み表示すること。
- 2 図形は5万分の1地形図又はこれに準ずるものであること。
- 3 森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐の場合は、当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の位置を明示すること。
- 4 本様式の内容をオルソ画像等で提出できる場合は、データのための提出により替えることができるものとする。

別記第 5 号様式（第 3 条関係）

施 業 図

| 施行市町村 | 事業区分 | 事業種類   | 作業種類 | 実面積・延<br>長 | 整理番号 |
|-------|------|--------|------|------------|------|
|       |      |        |      |            |      |
| 施行地   |      | 森林所有者名 |      | 林班         | 小班   |
|       |      |        |      |            |      |

縮尺

（注）1 施業図は、原則実測による。

ただし、実測図と同等の精度の図面（過去の測量図面や森林計画図等）を用いることも可能とする。

ただし、実測図と同等の精度の図面の使用に際しては、現地検査において検査員から主要測点の復元を求められた場合に、復元できるものに限る。

2 実測を行った際の測点番号、植栽樹種の本数を明記するとともに、前生の樹種、林齢、隣接地の地況及び林道等についてできるだけ記載する。

3 本様式の内容をオルソ画像等で提出できる場合は、データのみの提出により替えることができるものとする。

別記第 6 号様式（第 3 条関係）

施 行 箇 所 位 置 図

| 施行市町村 | 事業区分 | 事業種類   | 作業種類 | 実面積・延<br>長 | 整理番号 |
|-------|------|--------|------|------------|------|
|       |      |        |      |            |      |
| 施行地   |      | 森林所有者名 |      | 林班         | 小班   |
|       |      |        |      |            |      |

- （注） 1 当該施行地を含む森林計画図を複写し、施行地を赤の実線で囲む。
- 2 施業図（別記第 5 号様式）を森林計画図を用いて作成した場合は、作成は不要とする。
- 3 森林作業道については、作成は不要とする。
- 4 本様式の内容をオルソ画像等で提出できる場合は、データのみの提出により替えることができるものとする。



|      |  |
|------|--|
| 事業区分 |  |
| 事業種類 |  |
| 整理番号 |  |

社会保険料等率

| 平均点数 | 加算率 |
|------|-----|
|      |     |
|      |     |
|      |     |
|      |     |
|      |     |

各点数、平均点数及び加算率は、別途通知される数値を適用する。

事業費内訳書

1 事業概要

|      |  |
|------|--|
| 市町村名 |  |
| 事業区分 |  |
| 事業種類 |  |
| 整理番号 |  |

2 標準経費及び実行経費内訳表

(1) 標準経費【設計額】

| 標準経費内訳   |            | 数 量 | 県標準単価 | 金 額 | 備 考                               |
|----------|------------|-----|-------|-----|-----------------------------------|
| 直接費 (A)  |            |     |       |     |                                   |
| 間接費      | 共通仮設費 (B)  |     |       |     | 共通仮設費は県標準単価に含む                    |
|          | 現場監督費 (C)  |     |       |     | $((A)+(B)) \times \text{現場監督費率}$  |
|          | 社会保険料等 (D) |     |       |     | $((A)+(B)) \times \text{社会保険料等率}$ |
| 標準経費 (E) |            |     |       |     | $(A)+(B)+(C)+(D)$                 |

円未満は切り捨てとする。

共通仮設費、消費税相当額は県標準単価に含む。

現場監督費は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知）によるものとし、加算できる場合、直接費の〇％に相当する額とする。

社会保険料等は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知）によるものとし、加算できる場合、直接費の〇％に相当する額とする。

現場監督費及び社会保険料等の率は、別途通知される率を適用すること。

(2) 実行経費【請負額】

|      | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 実行経費 |     |     |     |     |

円未満は切り捨てとする。

共通仮設費、消費税相当額は県標準単価に含む。

現場監督費は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知）によるものとし、加算できる場合、直接費の〇％に相当する額とする。

社会保険料等は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知）によるものとし、加算できる場合、直接費の〇％に相当する額とする。

現場監督費及び社会保険料等の率は、別途通知される率を適用すること。

(3) 補助金申請 実行経費で申請

「標準経費」が低い場合・・・標準経費にて申請

「実行経費」が低い場合・・・実行経費にて申請

別記第 1 0 号様式（第 3 条関係）

森 林 作 業 道 整 備 線 形 図

| 施行市町村 | 事業区分 | 開設幅員 | 適用した標準断面等 | 延長 | 整理番号 |
|-------|------|------|-----------|----|------|
|       |      |      | 別紙のとおり    |    |      |

- （注）1 当該森林作業道を含む森林計画図を複写し、森林作業道の線形を実線で記載するとともに、うち標準設計を適用した部分を明示する。
- 2 本様式の内容をオルソ画像等で提出できる場合は、データのための提出により替えることができるものとする。

適用した標準断面及び諸元

1 適用した諸元

|         |       |
|---------|-------|
| 平均地山勾配  | 度     |
| 開設幅員    | m     |
| 切土のり面勾配 | 分     |
| 盛土のり面勾配 | 1 割 分 |
| 土質      |       |

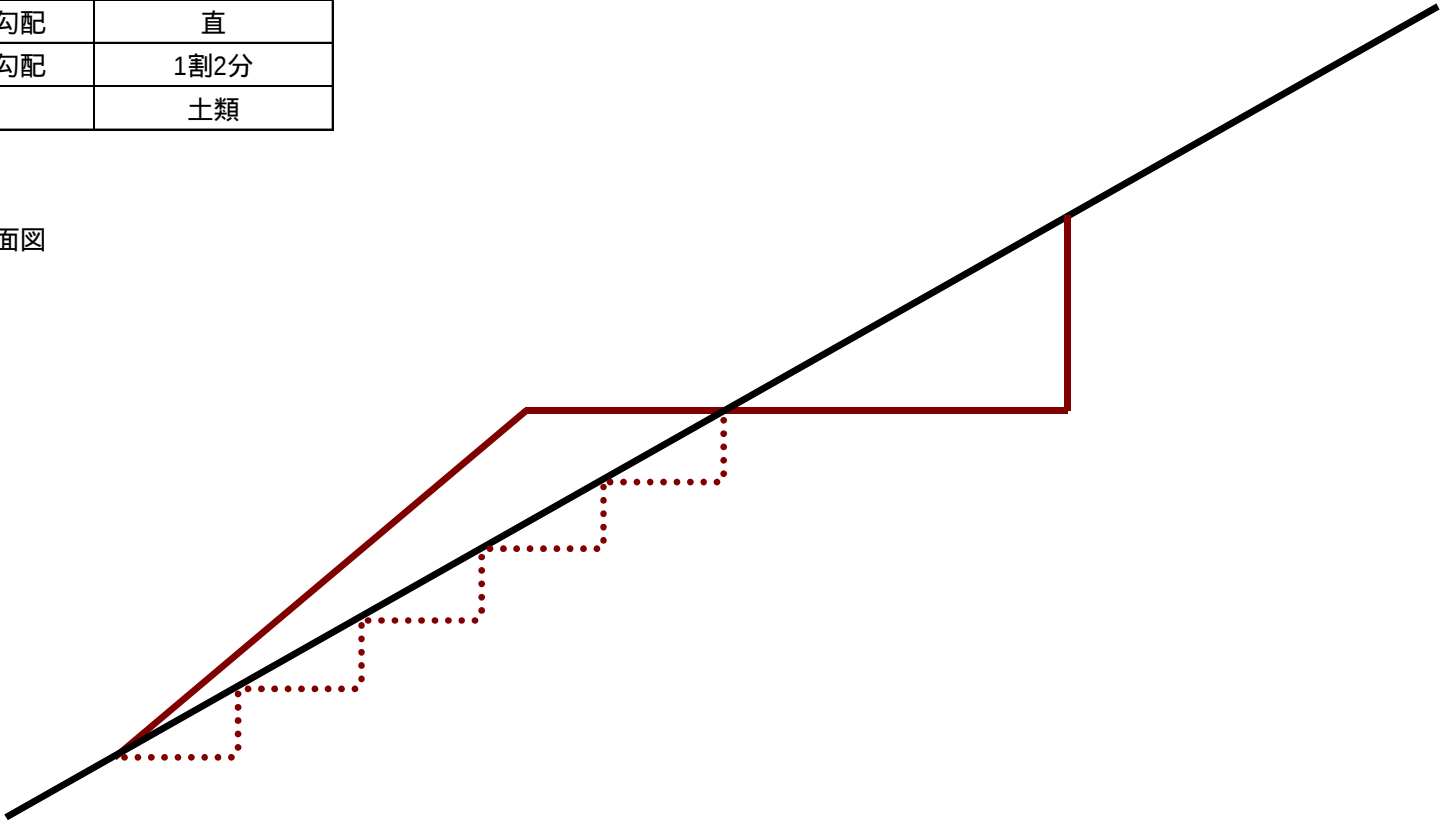
2 標準断面図

適用した標準断面及び諸元（記載例）

1 適用した諸元

|         |      |
|---------|------|
| 平均地山勾配  | 30度  |
| 開設幅員    | 2.5m |
| 切土のり面勾配 | 直    |
| 盛土のり面勾配 | 1割2分 |
| 土質      | 土類   |

2 標準断面図



別記第 1 1 号様式（第 3 条関係）

森林経営計画の作成に関する同意書

私は、            年度            月造林事業補助金等交付申請書（以下、申請書という。）に記載されている事業について、次の事項について同意します。

- 1 . 下記の申請箇所について、原則として当該申請時を含む年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とすること。
- 2 . 熊本県知事が、申請書に記載されている施行市町村長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所が存する林班内又は森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 33 条第 1 号ロに定める区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

| 事業区分 |          |       | 事業種類  |  |       |   |
|------|----------|-------|-------|--|-------|---|
| 市町村名 | 整理<br>番号 | 同意年月日 | 同意者住所 |  | 同意者氏名 | 印 |
|      |          |       |       |  |       |   |

注）本様式は熊本県森林環境保全整備事業実施要領第 13 条の 12 の(2)の工の規定に該当する場合に使用し、補助金交付申請書に添付すること。

別記第 1 2 号様式（第 3 条関係）

森林経営計画の作成に関する同意書

私は、            年度            月造林事業補助金等交付申請書（以下、申請書という。）に記載されている事業について、次の事項について同意します。

必要に応じて次の文言を追記する。

なお、下記の申請箇所については、補助金交付申請時において同一林班内又は（森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 33 条第 1 号ロに定める区域（以下「区域」という。）内に他の者による森林経営計画（属人計画除く。）が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、森林経営計画の作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができないことを申し添えます。

- 1．下記の申請箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。
- 2．下記の申請箇所について、同一林班内又は区域内に森林経営計画が作成されるなど森林経営計画の認定要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
- 3．熊本県知事が、申請書に記載されている関係市町村長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所を含む林班内又は区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること

| 事業区分 |          |       | 事業種類  |       |   |  |
|------|----------|-------|-------|-------|---|--|
| 市町村名 | 整理<br>番号 | 同意年月日 | 同意者住所 | 同意者氏名 | 印 |  |
|      |          |       |       |       |   |  |

注）本様式は熊本県森林環境保全整備事業実施要領第 13 条の 12 の(2)のオの規定に該当する場合に使用し、補助金交付申請書に添付すること。

別記第 1 3 号様式（第 3 条関係）

完 了 写 真

| 施行市町村 | 事業区分 | 事業種類 | 作業種類 | 実面積<br>・延長 | 整理番号 |
|-------|------|------|------|------------|------|
|       |      |      |      |            |      |

（全景写真）

申請箇所全体が把握できるもの

（近景写真）

別記第14号様式(第3条関係)

保育間伐伐採木平均胸高直径調査表

|       |      |
|-------|------|
| 事業主体名 | 市町村名 |
|-------|------|

| 申請番号 | 林班 | 小班 | 樹種 | 面積 (ha) | プロット面積 (ha) | 伐採木<br>平均胸高直径(cm) |
|------|----|----|----|---------|-------------|-------------------|
|      |    |    |    |         |             |                   |

[illegible]

別記第 1 5 号様式（第 3 条関係）

環境負荷低減チェックシート（造林関係）

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 事業者名                |                   |
| 記入者 役職・氏名           |                   |
| 業種<br>(○をつける。複数選択可) | 素材生産/造林・保育/その他( ) |
| 記入日                 | 令和 年 月 日          |

| 具体的な事例 |                                    | チェック欄 |
|--------|------------------------------------|-------|
| 1      | 適切な薬剤等の使用                          |       |
|        | 農薬等の薬剤の適切な使用に努める。                  |       |
| 2      | エネルギーの節減                           |       |
|        | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。 |       |
| 3      | 害虫の発生防止                            |       |
|        | 害虫の発生防止・低減に努める。                    |       |
| 4      | 廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適切な処分          |       |
|        | 廃棄物の削減に努め、適切に処理する。                 |       |
| 4-     | 生物多様性への悪影響の防止                      |       |
| 4-(1)  | 生物多様性に配慮した事業実施（物質調達、施業等）に努める。      |       |
| 4-(2)  | 下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。           |       |
| 5-     | 環境関係法令の遵守等                         |       |
| 5-(1)  | 森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。         |       |
| 5-(2)  | みどりの食糧システム戦略の趣旨の理解に努める。            |       |
| 5-(3)  | 林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。       |       |
| 5-(4)  | 正しい知識に基づく作業安全に努める。                 |       |

別記第 1 6 号様式の 1 ( 第 3 条関係 )

事業実施前、事業実施中、事業完了後状況写真

事業区分：

事業種類：

整理番号：

|  |                         |
|--|-------------------------|
|  | 事業実施前状況写真<br><br>施 行 地： |
|  | 事業実施中状況写真<br><br>施 行 地： |
|  | 事業完了後状況写真<br><br>施 行 地： |

本様式は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第 13 条の 10 の(1)のアの規定に基づき整備する。

事業の施行地ごとに整備する。

事業完了後状況写真は、要項第 3 条第 2 項の(22)の規定に基づく事業完了後の写真(全景及び近景写真)をもって代えることができる。

別記第 1 6 号様式の 2 ( 第 3 条関係 )

事業実施前状況写真

事業区分：

事業種類：保育間伐（更新伐）

整理番号：

|  |                                            |
|--|--------------------------------------------|
|  | <p>事業実施前状況写真</p> <p>施 行 地：</p> <p>撮影日：</p> |
|--|--------------------------------------------|

本様式は、熊本県森林環境保全整備事業実施第 13 条の 2 の(6)のウ及び(7)のウの規定に該当する場合に使用する。

別記第 1 6 号様式の 3 ( 第 3 条関係 )

搬出状況写真

事業区分：

事業種類：

整理番号：

|  |                                       |
|--|---------------------------------------|
|  | <p>搬出状況写真 ( はい積写真 )</p> <p>施 行 地：</p> |
|--|---------------------------------------|

本様式は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第 13 条の 10 の(1)の才の規定に該当する場合に使用する。

別記第 1 6 号様式の 4（第 3 条関係）

苗木運搬状況写真

事業区分：

事業種類：

整理番号：

|  |                               |
|--|-------------------------------|
|  | <p>苗木運搬状況写真</p> <p>施 行 地：</p> |
|--|-------------------------------|

本様式は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領別表 3 の「ア 人工造林」及び「サ ー貫作業」を実施した場合に使用する。

別記 1 6 号様式の 5（第 3 条関係）

造材状況写真

事業区分：

事業種類：

整理番号：

|  |                             |
|--|-----------------------------|
|  | <p>造材状況写真</p> <p>施 行 地：</p> |
|--|-----------------------------|

本様式は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領別表の「ケ 間伐」、「コ 更新伐」及び「サ 一貫作業」を実施する場合に使用する。

別記第 1 6 号様式の 6（第 3 条関係）

現地測量実施状況写真

事業区分：

事業種類：

整理番号：

|  |                                 |
|--|---------------------------------|
|  | <p>現地測量実施状況写真</p> <p>施 行 地：</p> |
|--|---------------------------------|

本様式は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第 13 条の 10 の(1)の力規定に該当する場合に使用する。

別記第 1 7 号様式（第 3 条関係）

委 任 状

私たちは、熊本県造林事業補助金等交付要項第 3 条第 5 項の規定により を、  
代理人と定め 年度 月造林事業補助金等交付申請書の内訳表に記載されている  
事業について、次の事項を委任しその代理権を付与します。

- 1 造林事業補助金等の交付申請並びに補助金等の請求及び受領に関すること。
  - 2 当該造林に対し森林保険の契約の締結及びその他諸手続き<sup>注 1</sup>に関すること。
  - 3 当該補助金等の受領について熊本県森林組合連合会長に再委任すること。
- （ 3 は、再委任する場合のみ記載する。 ）

| 事業区分 |      |       | 事業種類  |       |   |  |
|------|------|-------|-------|-------|---|--|
| 市町村名 | 整理番号 | 委任年月日 | 委任者住所 | 委任者氏名 | 印 |  |
|      |      |       |       |       |   |  |

注 1：その他諸手続きとは、締結した森林保険の変更申請、保険料返還請求及び保険契約解除申請など。

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏 名

補助金交付申請等に係る事務取扱手数料の業務内容等報告書

熊本県造林事業補助金等交付要項第 3 条第 5 項の規定により、補助金事務取扱手数料の業務内容及び率（額）を下記のとおり報告します。

なお、事業主体から徴収する事務取扱手数料は補助金等の交付申請等に係る業務に必要な実費の範囲内であることを申し添えます。

記

1 補助金事務取扱手数料の業務内容

事業実施及び補助金交付申請に関する業務

- ア 造林予定調書の作成
- イ 位置及び面積の把握（測量を含む。）
- ウ 施業実施状況の確認
- エ 補助金交付申請書の作成（位置図及び施業図等の作成含む。）
- オ 当該施行地に係る森林施業計画書等の確認及び照合
- カ 補助金交付申請書の提出 等

補助金の受領に関する業務

- ア 補助金の受領及び配付
- イ 領収書の受領及び整理
- ウ しゅん工検査時の立ち会い 等

2 補助金事務取扱手数料の率（額）

当該施行地に係る補助金の %

（又は 1 ヘクタール（1 施行地）当たり 円）



別記第20号様式（第3条関係）

## 委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2に規定する事項を委任します。

### 記

#### 1 代理人

住所

氏名（又は商号等）

代表者職氏名（法人の役職者の場合に記載）

#### 2 委任事項

次の 年度（ 年度）（ 月） 現年など 造林事業補助金の

受領に関する一切の権限 金 円

年 月 日

委任者

住所

氏名（又は商号等）

代表者職氏名（法人の役職者の場合に記載）印

---

## 口座振込申出書

本件委任に係る補助金につきましては、下記口座に振り込んでいただきますようお願いします。

### 記

|      |            |       |          |
|------|------------|-------|----------|
| 振込口座 | 金融機関名      | 〇〇銀行  | 支店       |
|      | 口座種別・口座番号  | 普通・   | ×××××××× |
|      | 口座名義（フリガナ） | ***** | (*****)  |

受任者

住所

氏名（又は商号等）

代表者職氏名（法人の役職者の場合に記載）印

第 号  
年 月 日

氏 名

熊本県知事

印

年度 月造林事業補助金等交付決定及び確定通知書  
年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度  
月造林事業補助金等については、熊本県補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記の  
条件をつけて金 円 ( 内訳は、別紙「造林事業補助金等内訳書」のとおり ) を交付し、併せて同規則 1 4 条の規定により同額に確定しましたので通知します。  
記

( 補助の条件 )

- 1 補助金等の交付の対象となった造林地につき、成林に必要な補植及び下刈等の保育を行うこと。
- 2 当該造林地における事業が、人工造林及び樹下植栽等の植栽するものについては、森林保険に 10 年以上加入すること。また、保育間伐、間伐及び更新伐を実施するものについては、森林保険に 3 年以上加入すること。
- 3 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ( 昭和 30 年法律第 179 号 )、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 ( 昭和 30 年政令第 255 号 )、農林畜水産業関係補助金等交付規則 ( 昭和 31 年農林省令第 18 号 )、その他補助金等に関する法令、林業関係事業補助金等交付要綱 ( 昭和 47 年 8 月 11 日 47 林野政第 640 号 )、森林環境保全整備事業実施要綱 ( 平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 882 号 )、森林環境保全整備事業実施要領 ( 平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号 )、熊本県補助金等交付規則 ( 昭和 56 年 7 月 23 日付け熊本県規則第 34 号 )、熊本県造林事業補助金等交付要項 ( 平成 14 年 6 月 7 日付け森整第 279 号 )、熊本県森林環境保全整備事業実施要領 ( 平成 14 年 6 月 5 日付け森整第 247 号 )、農山漁村地域整備交付金交付要綱 ( 平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号 )、農山漁村地域整備交付金実施要綱 ( 平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号 )、農山漁村地域整備交付金実施要領 ( 平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計 336 号及び 21 水港 2724 号 ) に従うこと。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して 5 年間管理すること。
- 5 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

別記第 2 2 号様式（第 7 条関係）

年度 月造林事業補助金等交付請求書

年 月 日付け森整第 号で確定の通知があった 年  
度 月 造林事業補助金等として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助  
金等交付規則第 1 6 条及び熊本県造林事業補助金等交付要項第 7 条の規定によ  
り請求します。

記

請求額 金 円

|           |                |           |
|-----------|----------------|-----------|
| 口座<br>振替払 | 金融機関名          | ○ 銀行 ○ 支店 |
|           | 預金種目           | 1 普通 2 当座 |
|           | 口座番号           |           |
|           | (フリガナ)<br>口座名義 |           |

年 月 日  
住所  
(補助事業者)  
氏名

熊本県知事 様

|           |                    |      |  |
|-----------|--------------------|------|--|
| 書類の提出方法   | 紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ |      |  |
| 書類発行責任者氏名 |                    | 電話番号 |  |
| 担当者氏名     |                    | 電話番号 |  |

別記第 2 3 号様式（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事

様

住 所  
氏 名

施行地（等）の転用（等）に係る補助金等の返還免除の協議について  
（協議）

年 月 日付け森整第 号で交付確定のあった森林環境保全整備事業  
により実施した施行地（等）を転用（等）したいので、森林整備事業等の施行地等の転  
用等に伴う補助金等の返還措置要領第 3 の 4 の規定により、下記書類を添え協議します。  
記

1 森林の転用（等）届出書

別記第 2 4 号様式（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏 名

年度 月造林事業補助金等に係る消費税等相当額の確定に  
伴う報告書

熊本県造林事業補助金等交付要項第 9 条第 9 項の規定により、下記のとおり報告しま  
す。

記

- |   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 補助金等額（知事が確定通知書により通知した額）        | 円 |
| 2 | 補助金等の確定時における消費税等相当額            | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金等に係る消費税等相当額 | 円 |
| 4 | 補助金等返還相当額（3 - 2）               | 円 |

- （注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金等の 10%相当額が消費税等相当額による減額等の対象額ではない。

別記第 2 5 号様式（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏 名

森林の転用（等）届出書

熊本県造林事業補助金等交付要項第 9 条第 12 項の規定により、下記のとおり森林以外の用途へ転用（等）したいので届け出ます。

記

1 森林の転用（等）を行う目的及び理由等

| 森林の転用（等）を行う<br>目 的 及 び 理 由 |                     | 別紙のとおり      |                       |             |
|----------------------------|---------------------|-------------|-----------------------|-------------|
| 補助金等<br>交付年度               | 造林事業補助に係る<br>森林の所在地 | 面 積<br>(ha) | 森林の転用の対象となる<br>森林の所在地 | 面 積<br>(ha) |
|                            |                     |             |                       |             |
|                            |                     |             |                       |             |
|                            |                     |             |                       |             |

2 添付書類

- (1) 転用（等）の経緯
- (2) 転用（等）区域に相当する補助金等返還額計算書（国費及び県費）
- (3) 転用（等）計画書等（計画書、転用（等）区域図、写真等）